

分類項目名、説明および内容例示

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するものおよび教育・芸術・宗教・法律その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例大学・研究機関などにおける特殊の科学的・その他専門的訓練、またはこれと同等の背景を提供する実際の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

01 研究者

研究所・試験所・工場の研究施設などにおいて自然科学・人文科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例大学（短期大学を除く。）の課程を終了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

011 自然科学系研究者

研究所・試験所・工場等の研究施設などにおいて、理学・工学・農学・医学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために、または製品および生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもってもつぱら試験・研究の業務に従事するものをいう。

× 研究所・試験所・工場等の研究施設などにおいて、もつぱら試験・研究に関連する技能的な作業に従事するものを除く。〔I 技能工、生産工程作業者のそれぞれ〕

○ 鉱山研究員

金属材料研究員

機械工学研究員

電気工学研究員

通信工学研究員

化学研究員

食品化学研究員

医学研究員

薬学研究員

繊維工学研究員

製糸研究員

土木工学研究員

建築工学研究員

農学研究員

林学研究員

畜産研究員

獣医学研究員

動物学研究員

植物学研究員

水産試験場研究員

林業試験場研究員
 数学研究員
 統計数理研究員
 地質研究員
 物理学研究員
 天文研究員
 気象研究員

× 技術者〔02～04のそれぞれ〕
 大学付置研究所教授〔056〕
 大学教員〔056〕
 製図工〔762〕
 写図工〔762〕
 試験工〔764〕
 分析工〔764〕

012 人文科学系研究者

研究施設などにおいて、法律学・政治学・経済学・商学・経営学・文学・哲学・教育学・心理学・社会学・史学などの人文科学に関する固有の研究テーマをもつて、もっぱら調査・研究などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

○ 人文科学研究員
 経済学研究員
 美術研究家
 絵画研究員
 教育研究員
 国語研究員

史料研究員
 農業経済研究員

 × 大学付置研究所教授〔056〕
 大学教員〔056〕

02～04 技 術 者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・監督・研究などの科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例大学などにおける自然科学に関する専門的訓練、またはこれと同程度以上の知識と実際の経験を必要とする。

- × 試験場・研究所などの試験・研究施設で自然科学に関する専門的・科学的知識を要求される研究の業務に従事するものを除く。〔01 研究者〕

021 鉱山技術者

金属・石炭・原油・天然ガスおよびその他の鉱物の探鉱・開発・採掘・採取・選鉱のために生産・保安・設備等に関する企画・管理・監督・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × 一般地質・農林地質・土木地質・地下資源の調査研究に従事するものを除く。〔049〕

- | | |
|-----------|------------------------|
| ○ 鉱山技術者 | 採炭技術者 |
| 鉱山技術士 | 採油技術者 |
| 鉱山調査技術者 | 鉱山保安技術管理者（副保安技術管理者を含む） |
| 採鉱技術者 | 保安係員 |
| 電気探鉱技術者 | |
| 試すい（錐）技術者 | |
| 物理探鉱技術者 | × 地質調査技術者〔049〕 |
| 磁力探鉱技術者 | 安全工業技術員〔049〕 |
| 金属鉱山地質技術者 | 発破員（採鉱・採石）〔399〕 |
| 石油鉱山地質技術者 | |

022 金属製錬技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × 非金属の精錬に関する技術的な仕事に従事するものを除く。〔027〕

- | | |
|------------|----------------------|
| ○ や（冶）金技術者 | 金属精錬技術者 |
| 鑄鍛造技術者 | 合金技術者 |
| 電解炉操炉技術者 | 電気分解・電気炉などによる金属製錬技術者 |
| 電気製錬技術者 | |

圧延技術者
 製鉄技術者
 電気化学技術者（金属製造処理）
 鑄造技術者
 熱処理技術者（金属製錬）

鑄物技術者
 金属試験技術者
 金属技術士

× 非金属精錬技術者〔027〕

023 機械技術者

各種機械器具（電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く。）・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものを含む。

× や（治）金・航空機・造船・電気技術者を除く。

○ 機械設計技術者
 工具設計技術者
 工作機械設計検査技術者
 内燃機関設計技術者
 水道用機械設計技術者
 機械工業技術者
 機械工作技術者
 金属機械技術員
 工作機械組立技術員
 衡器製作技術者
 航空計器技術者
 自動車設計技術者
 製材機械技術者
 精密機械技術者
 染色機械技術者
 機械配置技術者
 機械技術指導員（中小工業指導機関）
 紡機製造検査技術者
 車両検査技術者
 光学機械技術者
 航空機機関技術者
 船用機関技術者

製薬機械技術者
 造機工務技術者
 自動車修理技術指導員
 機械技術士
 建設機械設計技術者
 建設機械製造技術者
 内燃力発電機械技術者
 空気調和機械製造技術者
 荷役機械設計技術者
 荷役機械製造技術者
 ボイラ設計技術者
 蒸気原動機設計技術者
 製かん（罐）技術者
 配管技術者
 水力タービン設計技術者
 水力タービン製造技術者
 ボイラ・タービン主任技術者

× や（治）金技術者〔022〕
 航空機技術者〔024〕
 造船技術者〔025〕
 電気機械技術者〔026〕

024 航空機技術者

航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔023〕

○ 航空機組立技術者

航空機技術者

航空機技術士

グライダー設計技術者

航空機用プロペラ製作技術者

× 航空機機関技術者〔023〕

航空計器技術者〔023〕

航空整備士〔543〕

025 造船技術者

船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 船用機関・計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものを除く。〔023〕

○ 造船技術者

船舶技術士

船舶設計技術者

ボート製造技術者

木造船製造技術者

船用電気設計技術者

船用電気技術者

× 船用機関技術者〔023〕

船大工〔607〕

大工（造作）〔721〕

026 電気技術者

強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置・通信機器などの各種電気機械器具の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設・電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× (1) 通信設備の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものを除く。〔451・459〕

(2) 電気化学製品の製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。

○ 電気設計技術員

真空管技術員

電気機械設計技術者
 電気機械技術者
 電気技術士
 電気技術者
 電話技術者
 電気冷凍機技術者
 給電技術者
 電気工事技術者
 弱電工事技術者
 電力技術員
 有線電気通信技術者
 電気通信施設技術者
 X線装置製造技術者
 電気通信技術者
 車両電気技術員

精密測定器技術者（電気式）
 電気試験技術者
 ラジオ製造技術者
 テレビ製作技術者
 電気主任技術者
 変電技術者
 電話修理技術者
 電子計算機製造技術者
 高圧電気工事技術者

× 電気化学技術者（アルミナ製造）〔027〕
 電気化学技術者（金属製造処理）〔022〕
 無線通信士〔451〕
 電波監視員〔459〕

027 化学技術者

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

× や金・食品・染色整理・窯業技術者を除く。

○ 工業化学技術者

化学技術士
 アンモニア合成技術者
 硝酸製造技術者
 化学薬品製造技術者
 無機薬品製造技術者
 電気化学技術者（アルミナ製造）
 カーバイド製造技術者
 リン酸製造化学技術者
 硫酸製造技術者
 非金属精錬技術者
 活性炭製造技術者
 メタノール製造技術者
 石炭乾留製造技術者

プラスチック製造技術者
 化学繊維製造技術者
 合成繊維製造技術者
 高分子化学技術者
 油脂化学技術者
 塗料製造技術者
 医薬品製造技術者（薬剤師を除く）
 火薬製造技術者
 薬品分析試験技術者
 プラスチック製品製造技術者
 ガス主任技術者
 保安責任者（火薬類）
 毒物・劇物取扱責任者

× 電気化学技術者(金属製造処理)(022)
染色技術者〔031〕

マーガリン製造技術者〔029〕
医薬品製造従事者(薬剤師)〔063〕

028 窯業技術者

陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品・研ま材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 陶磁器などのデザインの設計業務に従事するものを除く。〔084〕

○ ガラス製造技術者
ガラス繊維製造技術者
製びん技術者
セメント製造技術者
セメント分析技術者
れんが製造技術者
陶磁器成形技術者
絶縁陶磁器製造技術者

耐火物製造技術者
炭素製品製造技術者
研削材製造技術者
研削と石製造技術者
石綿製品製造技術者
焼石こう製造技術者

× 陶磁器デザイナー〔084〕

029 食品技術者

各種飲料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 食品衛生・監視の業務に従事するものを除く。〔079〕

○ 食品製造技術者
製粉技術者
製菓技術者
製茶技術者
製糖技術者
酪製品技術者
水産食品製造技術者
醸造技術者
マーガリン製造技術者
しょう油製造技術者

食品かん詰製造技術者
清涼飲料製造技術者
食品化学技術者
製氷技術者
食品冷凍技術者

× 食品衛生監視員〔079〕
と畜検査員〔079〕
調理士〔916〕

031 製糸・紡績技術者

製糸、紡績、機織、繊維製品の精練・漂白・染色などに関する企画・技術指導・作業管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × (1) 化学繊維製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔027〕
 - (2) 被服製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔049〕
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 紡績技術者 製糸技術者 製織技術者 精練漂白技術者 染色技術者 メリヤス製造技術者 | <ul style="list-style-type: none"> フェルト製造技術者 石綿紡績技術者 × 化学繊維製造技術者〔027〕 被服製造技術者〔049〕 服飾デザイナー〔084〕 |
|--|--|

032 土木技術者

道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持に関する企画・設計・管理・技術指導・施行監督・検査の業務、宅地・農地・水路などの改良・造成に関する企画・設計・管理・施工監督・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 土木工事の計画・施行とともに付随的に測量作業に従事するものを含む。
 - × (1) 土地台帳・家屋台帳の登録について土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものを除く。〔119〕
 - (2) 土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な業務に従事するものを除く。〔034〕
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木技術者 建設技術士 河川技術員 水道建設技術者 水道技術士 道路技術者 港湾技術者 橋りょう技術者 空港建設技術者 | <ul style="list-style-type: none"> 庭園設計技術者 農業土木技術者 ずい道技術者 森林土木技術者 治山・治水技術者 × 測量士〔034〕 土地家屋調査士〔119〕 |
|---|---|

033 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 土地台帳・家屋台帳の登録について土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものを除く。〔119〕

○ 建築技術者
建築士
建築設計監督技術者

× 大工（造作）〔721〕
土地家屋調査士〔119〕

034 測量技術者

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮などの技術的な業務および測量に関する成果・資料のとりまとめの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 測量士
測量士補
測量技術者
地図測量士
森林測量技術者
道路測量士

港湾測量技術者
航空写真測量技術者

× 土木技術者〔032〕
測量人〔739〕

035 農業技術者

作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物）の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布、農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 飼料作物の栽培に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔037〕

○ 農業技術者
農業技術士
営農指導員（作物）
農業改良普及員（地域）
農業改良普及員（専門－作物）
農業専門技術員
農産物検査員

たばこ耕作指導員
しいたけ栽培技術者

× 森林土木技術者〔032〕
農業土木技術者〔032〕
森林種苗技術員〔038〕
農業検査員〔119〕

肥料検査員〔119〕
 病虫害防除員〔259〕
 生活改良普及員〔119〕

生活専門技術員〔119〕
 営農指導員（畜産）〔037〕
 畜産技術者〔037〕

036 蚕業技術者

桑の栽培・養蚕・繭・蚕種製造に関する技術の改良普及・生産などの企画・指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 蚕業改良指導員
 蚕業技術員
 囑託蚕業普及員
 繭検定技術員
 製糸会社原料技術員

蚕種製造技術員

× 生糸検査員〔119〕
 製糸技術者〔031〕

037 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 営農指導員（畜産）
 畜産技術者
 農業改良普及員（専門一畜産）
 乳質検査員（牧場）
 ふ化技術者
 種付技術者
 家畜人工授精師
 めん羊飼育指導員

養鶏技術者
 雌雄鑑別師（初生ひな）
 養ほう（蜂）技術者
 養と（兎）技術者

× 獣医師〔101〕
 営農指導員（作物）〔035〕

038 林業技術者

造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、ふ育、林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 営林局（署）技術者
 林業専門技術員
 林業改良指導員

林業技術員
 林業技術士
 木炭検査員

林産物検査員
森林種苗技術員

× 木材加工技術者〔049〕

森林土木技術者〔032〕
治山・治水技術者〔032〕
森林測量技術者〔034〕
林業試験場研究員〔011〕

039 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 工船漁業に従事する水産技術者を含む。

○ 水産技術士
水産技術者
水産業専門技術員
水産業改良普及員
水産資源保護指導員
魚類養殖技術者

真珠養殖技術者
のり養殖技術者

× 水産食品製造技術者〔029〕
水産試験場研究員〔011〕
漁業監督官〔119〕

041 原子力技術者

原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料・ラジオアイソトープ・粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用に関する技術的な業務およびこれらに伴う放射線の防護に関する技術的な業務に従事するものをいう。

○ 原子炉運転技術者
放射線機器製造技術者
原子力機器製造技術者
核燃料製造技術者
放射性廃棄物取扱技術者
ラジオアイソトープ取扱技術者

放射線利用機器取扱技術者
核燃料取扱主任者
原子炉主任技術者

× 診療エックス線技師〔079〕
X線装置製造技術者〔026〕

042 情報処理技術者

電子計算機を用いて情報の整理・加工・蓄積・検索等を行なうことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての技術的な業務に従事するものをいう。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ システム・アナリスト システム・エンジニア プログラマー | <ul style="list-style-type: none"> × オペレータ（電子計算機の操作のみを目的とする者）〔172〕 キーパンチャー〔173〕 電子計算機製造技術者〔026〕 |
|--|--|

049 その他の技術者

録音技術者・たばこ製造技術者などの 021ないし 042に含まれない技術的な業務に従事するものをいう。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 能率技術者 地質調査技術者 安全工業技術員 録音技術者 木材加工技術者 印刷技術者 生糸検査所技術者 被服製造技術者 | <ul style="list-style-type: none"> たばこ製造技術者 熱管理士 輸出検査員 × 気象研究員〔011〕 製図工〔762〕 写図工〔762〕 金属鉱山地質技術者〔021〕 |
|---|---|

05 教 員

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう（聾）学校・養護学校をいう。）、各種学校（学校教育に類する教育を行なう施設をいう。）、その他の教育施設において学生・生徒・児童・幼児の教育・養護に従事するものをいう。

- 教育に従事する学長・校長（園長を含む。）、部局長（大学の学部長・大学に付置される研究所の長・大学の附属図書館の長をいう。）、少年院・少年保護鑑別所において収容少年の教育に従事するものを含む。
- × (1) 教育委員会の教育長・専門職員（指導主事・社会教育主事をいう。）を除く。〔10～11 その他の専門的職業従事者〕
- (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手を除く。〔それぞれに対応する分類項目〕
- (3) 教育に従事しない学校の理事者を除く。〔13 会社・団体の役員〕
- (4) 充て指導主事を除く。〔10～11 その他の専門的職業従事者〕
- (5) 教護院において収容少年の教護・教科指導に従事するものを除く。〔10～11 その他の専門的職業従事者〕

051 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園園長 幼稚園教諭 大学付属幼稚園教諭 幼稚園養護教諭 幼稚園養護助教諭 | <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園助教諭 × 盲・ろう（聾）学校幼稚部教諭〔057〕 養護学校幼稚部助教諭〔057〕 保育所保育〔109〕 |
|--|--|

052 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

- × (1) 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものを除く。〔057〕
 - (2) 少年院・少年保護鑑別所において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものを除く。〔059〕
 - 小学校校長
 - 小学校教諭
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 小学校助教諭 小学校養護教諭 |
|---|

小学校養護助教諭
大学付属小学校教諭

× 盲・ろう（聾）学校小学部教諭〔057〕
養護学校小学部教諭〔057〕

053 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

× (1) 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものを除く。
〔057〕

(2) 教護院において、収容児の教護・教科の指導に従事するものを除く。〔119〕

○ 中学校校長
中学校教諭
中学校助教諭
大学付属中学校教諭

中学校養護教諭

× 養護学校中学部助教諭〔057〕
盲・ろう（聾）学校中学部教諭〔057〕

054 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

× (1) 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものを除く。
〔057〕

(2) 少年院において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものを除く。〔059〕

(3) 高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら技能的・技術的知識・経験を必要とする実技の指導・実習の補助的な仕事に従事するものを除く。

○ 高等学校校長
高等学校教諭
高等学校助教諭
高等学校養護教諭
高等学校養護助教諭
音楽家（高等学校教師）

大学付属高等学校教諭
高等学校通信制課程教員

× 盲・ろう（聾）学校高等部教諭〔057〕
高等学校畑農耕実習助手〔259〕

055 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

○ (1) 高等専門学校において、学生に対して専門的・科学的知識に基づく実験・実習の指導に従事するものを含む。

(2) 高等専門学校所属の練習船において、教育および船舶運航に従事するものを含む。

× 高等専門学校において、学理的基礎知識によらず実務の経験もしくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導の補助的な仕事に従事するものを除く。〔それぞれに対応する分類項目〕

○ 高等専門学校校長
高等専門学校教授
高等専門学校助教授

高等専門学校助手
高等専門学校講師

056 大学教員

大学において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

○ (1) 教育に従事する学長・部局長を含む。

(2) 大学の学部において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験・実習の指導・研究に従事するものを含む。

(3) 大学の研究所、教育・研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものを含む。

(4) 大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものを含む。

× (1) 大学において、学理的基礎知識によらず実務の経験もしくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務・学生の実験・学習の指導・研究の補助の仕事に従事するものを除く。

(2) 大学付属の病院・研究所などの付属施設において、もっぱら教育以外の仕事に従事するものを除く。

(3) 大学付属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育・教育実習学生の指導に従事するものを除く。

(4) 大学の医学部付属の看護婦養成施設などにおいて、もっぱら看護などに関する理論・実技の教授に従事するものを除く。

(5) 大学の学部・研究所などに付属する工場において、実験用または試作機械器具の製作の作業に従事するものを除く。

(6) 大学において、訓育上直接学生を補導する仕事に従事するものを除く。

○ 大学学長
大学教授
大学助教授
医科大学教授
医学部教授
大学講師
大学助手

学部長
医師（教授）
国立大学分校主事
大学院教授
教授（獣医科大学）
大学付置研究所教授
大学通信教育部教授

× 大学工学部金属工作機械実習助手〔511〕

057 盲・ろう（聾）・養護学校教員

盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、生徒・児童・幼児の高等・中・小学校・幼稚園に準ずる教育に従事するもの、生徒・児童・幼児の養護に従事するものをいう。

- × (1) 盲・ろう（聾）・養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における生徒・児童の生活および学習の世話などの仕事に従事するものを除く。〔934〕
- (2) 小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するものを除く。〔052～054〕

○ 盲学校校長

盲学校幼稚部教諭
盲学校小学部教諭
盲学校中学部教諭
盲学校教諭
盲学校助教諭
盲学校養護教諭
盲学校養護助教諭
盲・ろう（聾）学校小学部教諭
ろう（聾）学校教諭
ろう（聾）学校中学部教諭
ろう（聾）学校校長
ろう（聾）学校助教諭

ろう（聾）学校養護教諭
ろう（聾）学校養護助教諭
養護学校校長
養護学校教諭
養護学校助教諭
養護学校幼稚部助教諭
養護学校養護教諭
養護学校養護助教諭
養護学校小学部教諭
養護学校中学部助教諭

× 舎監・寮母〔934〕

059 その他の教員

各種学校または学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種教科・実技などの教育に従事するものをいう。

- (1) 事業体付属の教育施設において、職員に対して業務上必要な知識・技術・技能などの教育にもっぱら従事するものを含む。
- (2) 就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するものを含む。
- (3) 少年院において、収容少年の教育に従事するものを含む。
- (4) 職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するものを含む。
- × (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための茶道・華道・手芸・

音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものを除く。

(2) 個人教授所(塾)において、学習指導に従事するものを除く。〔119〕

(3) 個人家庭において、学習指導に従事するものを除く。〔119〕

(4) 保育所・教護院などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するものを除く。〔108・109〕

○ 洋裁学校講師

裁縫教師(教育施設)

速記者学校講師

看護婦・助産婦学校教員

歯科衛生士学校講師

タイピスト学校講師

テレビ技術学校講師

情報処理技術者養成学校講師

デザイナー学院講師

英会話学院講師

そろばん塾(各種学校)講師

養護教諭養成所教員

教員養成所教員

保育専修学校教員

工芸技術講習所講師

職業訓練指導員(公共職業訓練施設)

職業訓練指導員(民間企業・団体)

司法研修所教官

書記官研修所教官

調査官研修所教官

少年院中等部教員

国有鉄道職員養成所講師

警察学校教官(警察官でないもの)

防衛大学校教員(自衛官でないもの)

自治大学校教員

保安大学校教員(海上保安官でないもの)

警察大学校教員(警察官でないもの)

水産大学校教員

職業訓練大学校教員

× 基会所教師〔119〕

琴指南〔085〕

いけ花指南〔119〕

マーシャン教師〔119〕

個人教授所(塾)教師〔119〕

教護院教護〔108〕

保育所保母〔109〕

06～07 医療保健技術者

医薬・薬業またはこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

- 医学・薬学の知識を必要とする医薬類似行為を行なうものを含む。
- × (1) 医薬・薬業またはこれに関連する専門的・技術的な業務に従事する自衛官を除く。〔85 保安職業従事者〕
- (2) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生・栄養などに関する試験・研究の業務に従事するものを除く。〔01 研究者〕
- (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の業務に従事するものを除く。〔01 研究者〕
- (4) 獣医師の免許証を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療、動物・畜産物の検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものを除く。〔10～11 その他の専門的職業従事者〕

061 医 師

医師の免許証を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究・保健指導・健康管理、臨床検査、医学的きょう正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

- 医師の免許証を有する病院長・診療所長を含む。
 - × (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許証を有し、医薬品の製造を管理するものを除く。〔027〕
 - (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う病理細菌に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔079〕
 - (3) 大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで診断・治療などの業務に従事するものを除く。〔056〕
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医 勤務医 監察医 船医 放射線科医 検疫医 保健所長 療養所長（医師） 精神衛生鑑定医 | <ul style="list-style-type: none"> 法医学医 衛生管理者（医師） 医長 大学付属病院長（医師） 病院長（医師） 校医 <ul style="list-style-type: none"> × 医薬品製造技術者（薬剤師を除く）〔027〕 医科大学教授〔056〕 |
|--|--|

医師（大学教授）〔056〕
 医療監視員〔079〕
 医療技術者〔079〕
 食品衛生監視員〔079〕
 衛生管理者（医師でないもの）〔079〕

診療エックス線技師〔079〕
 解剖技術者〔079〕
 薬事監視員〔079〕
 病理細菌技術者〔079〕

062 歯科医師

歯科医師の免許証を有し、歯・その周囲組織または口くうに生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

- 歯科医師の免許証を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。
- × 大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの業務に従事するものを除く。〔056〕

○ 歯科医師
 学校嘱託歯科医師
 歯科医院長（歯科医師）

医科大学教授〔056〕
 歯科衛生士〔079〕
 歯科技工士〔079〕
 医療監視員〔079〕
 薬事監視員〔079〕

× 歯科大学教授〔056〕

063 薬剤師

薬剤師の免許証を有し、調剤、医薬品・医薬部外品・化粧品等の製造、医薬品の供給などの薬事に関する専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

- × (1) 各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものを除く。〔011〕
- (2) 医薬品を製造する事業所において、薬剤師の免許証を有しないで医薬品製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。〔027〕

○ 薬剤師
 薬局開設者（薬剤師）
 薬剤部長
 薬局長
 薬局員（薬剤師）
 薬局管理者
 医薬品製造従事者（薬剤師）
 医薬品販売従事者（薬剤師）
 学校薬剤師

× 環境衛生監視員〔079〕
 医薬品製造技術者（薬剤師を除く）〔027〕
 毒物・劇物監視員〔079〕
 食品衛生監視員〔079〕
 薬事監視員〔079〕
 医療監視員〔079〕
 衛生検査技師〔079〕
 薬学研究員〔011〕

化学技術者〔027〕

064 保 健 婦

保健婦の免許証を有し、健康相談・巡回訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・健康教育その他日常生活上必要な保健指導に従事するものをいう。

- × (1) 事業場などにおいて、作業場を巡回して、健康異常者の発見・処置、労働環境衛生の調査、作業条件・施設などの衛生上の改善、衛生用保護具・救急用具などの点検・整備、衛生教育、健康相談などに従事するものを除く。〔079〕
- (2) 保健婦の免許証を有し、もっぱら看護業務に従事するものを除く。〔066〕

- | | |
|------------------------|--|
| ○ 保健婦
保健婦長
保健指導員 | 保健所保健指導課長（保健婦）

× 衛生管理者（医師でないもの）〔079〕
養護学校教諭〔057〕 |
|------------------------|--|

065 助 産 婦

助産婦の免許証を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導に従事するものをいう。

- | | |
|--------------------|------|
| ○ 助産婦
助産所長（助産婦） | 助産婦長 |
|--------------------|------|

066 看護婦（士）、准看護婦（士）

看護婦・看護師の免許証を有し、傷疾者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話・診療の補助業務に従事するもの、准看護婦・准看護師の免許証を有し、医師・歯科医師・看護婦・看護師の指示を受けて傷疾者・じょく婦に対する療養上の世話・診療の補助業務に従事するものをいう。

- | | |
|---|---|
| ○ 看護婦
准看護婦
看護婦長
派出看護婦
看護師
准看護師 | × 見習看護婦〔079〕
看護助手〔079〕
付添人（看護婦・准看護婦の免許のないもの）〔902〕
家政婦〔902〕 |
|---|---|

067 理学療法士、作業療法士

当該免許証を有し、理学療法・作業療法を行なうものをいう。

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| ○ 理学療法士
作業療法士 | × マッサージ師〔069〕
診療エックス線技師〔079〕 |
|------------------|---------------------------------|
-

068 栄養士

栄養士の免許証を有し、献立の作成、栄養価の計算・特別治療食の調理その他これらに伴う食飼(しょくじ)相談・嗜好調査・栄養摂取状況の調査などの栄養指導に従事するものをいう。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ○ 栄養士
栄養指導員
管理栄養士 | × 食品衛生監視員〔079〕
調理士〔916〕 |
|-------------------------|----------------------------|
-

069 あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師

当該免許証を有し、あん摩(マッサージ・指圧を含む)・はり・きゅう・柔道整復の施術を行なうものをいう。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| ○ あん摩師
マッサージ師
指圧師
はり師 | きゅう師
骨つぎ師
柔道整復師 |
|--------------------------------|-----------------------|
-

079 その他の医療保健技術者

診療エックス線照射、歯科の疾患の予防処置、衛生管理などの 061ないし 069に含まれない技術的・専門的な医療・保健衛生の業務に従事するものをいう。

- | | |
|---|--|
| ○ 臨床検査技師
医療技術者
解剖技術者
診療エックス線技師
病理細菌技術者
病理試験員 | 医療監視員
歯科衛生士
歯科技工士
検眼士
衛生検査技師
衛生管理者(医師でないもの) |
|---|--|

環境衛生監視員
食品衛生監視員
食品衛生管理者
薬事監視員
毒物・劇物監視員
防疫技術者
坑内医務手
看護助手
見習看護婦

ひる治療師
と畜検査員
× マッサージ師〔069〕
付添婦（看護婦・准看護婦の免許のないもの）〔902〕
家政婦〔902〕
うらない師〔929〕

08～09 芸術家、芸能家、職業スポーツ家

美術・音楽・工芸・映画・演劇などの芸術作品の創作・演奏・上演に従事するもの、競技または試合に参加し、運動競技を行なうものおよび競技に直接関連する業務に従事するものをいう。

- 個人教授所において、美術・音楽・演劇などについて教養・学習のための指導に従事するものを含む。
- × (1) 文芸作品の創作に従事するものを除く。〔10～11 その他の専門的職業従事者〕
- (2) 学校において、美術・音楽・演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものを除く。
〔05 教員〕

081 彫 刻 家

木彫・石彫・金銅造・象げ彫・角彫・塑像・仏像などの美術品の創作に従事するものをいう。

- × 彫刻家の指導によって彫刻・塑造の製作の補助的業務に従事するものを除く。

○ 彫刻家	金属彫刻工〔517〕
塑像家	木彫刻師〔605〕
木彫家	印判師〔791〕
- × 鋳金家〔083〕

082 画 家

絵画・版画の創作に従事するものをいう。

- × 図案などの考案設計に従事するものを除く。〔084〕

○ 日本画家	さし絵画家
水彩画家	イラストレーター
肖像画家	版画家
漫画家	
油絵画家	× 図案家〔084〕
装飾画家	陶磁器絵付工〔667〕
風景画家	ペンキ画工〔795〕
西洋画家	アニメーター〔795〕

083 工芸美術家

陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

× 工芸美術家の指導によって工芸品製作の補助的業務に従事するものを除く。

- | | |
|-------|------------|
| ○ 陶芸家 | 刀剣師 |
| 漆工芸家 | 刀かじ（鍛冶） |
| 鍍金家 | |
| 民芸指導家 | × 彫刻家〔081〕 |
| 美術鋳造家 | まき絵師〔787〕 |
| 染織工芸家 | |

084 デザイナー

工業的・商業的製品またはその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行なう専門的な業務に従事するものをいう。

- | | |
|-------------|--------------|
| ○ デザイナー | 建築装飾図案家 |
| 工芸図案家 | 服飾デザイナー |
| 工業デザイナー | 宣伝図案家 |
| 商業デザイナー | コピーライター |
| 商業美術家 | 上絵図案家 |
| インテリアデザイナー | 機械デザイナー |
| ディスプレイデザイナー | 陶磁器デザイナー |
| 図案技師 | |
| 友禅図案師 | × 舞台装置家〔099〕 |
| 印刷図案家 | 図案工〔795〕 |
| 図案家（印刷図案業） | 図案画工〔795〕 |

085 音楽家

作曲・演奏または演奏の指揮に従事するものをいう。

- | | |
|-------|-----|
| ○ 作曲家 | 編曲者 |
| 演奏家 | 器楽家 |

音楽指揮者

歌手

オペラ歌手

声楽家

合唱団員

楽士

邦楽家

琴師匠

尺八教授

義太夫師匠

うた(哥)沢師匠

常磐津師匠

三味線師匠

びわ(琵琶)師

雅楽楽手

小唄・端唄師匠

浄るり(溜璃)師匠

清元師匠

琴指南

能楽はやし方

× 音楽家(高等学校教師)[054]

浪曲家[089]

音楽評論家[106]

086 舞 踊 家

舞・踊・振によって感情と意志を表現する演技者をいう。

○ 日本舞踊家

西洋舞踊家

能師

狂言師

バレリーナ

踊り師匠

社交ダンス教師

ステージダンサー

ストリップパー

タップダンサー

アクロバットダンサー

× 社交ダンサー[921]

087 俳 優

映画・演劇などにおける演技者をいう。

× 映画・演劇などで演技をする演芸家を除く。[089]

○ 役者

映画俳優

映画女優

歌舞伎俳優

おやま(女形)

放送劇団員(声優)

テレビ俳優

× 演芸家[089]

人形芝居師[089]

落語芝居師[089]

088 演 出 家

脚本・シナリオを基として、映画・演劇などを組成する俳優の演技指導、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。

- 演出家
- 監督
- 助監督

歌舞き(伎)監事
プロデューサー(ラジオ・テレビ)

089 演 芸 家

講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。

- 講談師
- 落語家
- 漫才師
- 落語芝居師
- 浪曲家
- 茶番狂言師
- 人形芝居師
- コメディアン(演芸家)
- 声色師

奇術師
あやつり人形使い
腹話術師
詩吟家
ボードビリアン
曲芸師

- × 舞踊家〔086〕
- 俳優〔087〕

091 職業スポーツ家

野球・すもう(相撲)・ボクシング・レスリングなどの競技または試合に参加し、運動競技を行なうものおよび競技に直接関連する業務に従事するものをいう。

- 自動車競争選手
- オートバイ選手
- 競輪選手
- ボート競争選手
- 騎手
- けん闘家(ボクサー)
- ポーラー
- 卓球選手
- ゴルファー
- 職業野球選手

職業野球審判員
職業野球監督
マネージャー(職業野球)
レフェリー
セコンド
自動車競技審判員
力士
すもう(相撲)呼出し
すもう(相撲)検査役
行司

× 柔道師範〔119〕
剣道師範〔119〕
弓道師範〔119〕
空手術師範〔119〕

フェンシング師範〔119〕
卓球指導員〔119〕
グランドキーパー〔939〕

099 その他の芸術家・芸能家

081ないし 089に含まれない芸術作品の創作・再現に従事するものをいう。

○ 書道家
人形作家
装てい（幀）家
舞台装置家

芸能関係司会者

× 生花指南〔119〕
茶道指南〔119〕

10～11 その他の専門的職業従事者

獣医師・裁判官・文芸家・カメラマンなどの01～09に含まれない専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

101 獣 医 師

獣医師の免許証を有し、家畜・家さん・愛がん動物などの診療、動物・畜産物の検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

- (1) 獣医師の免許証を有する家畜診療所長を含む。
 - (2) 動物・畜産物の病的根源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締に従事するものを含む。
 - × 家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的業務に付随する技術的補助業務に従事するものを除く。
- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 獣医師 <li style="padding-left: 20px;">家畜診療所長（獣医師） <li style="padding-left: 20px;">犬猫病院長 | | <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生監視員〔079〕 環境衛生監視員〔079〕 装てい師〔294〕 |
| <ul style="list-style-type: none"> × 獣医科大学教授〔056〕 | | |

102 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの、刑事について公訴を行ない、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判所の執行を監督し、裁判の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、または意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行なうもの、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立など行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行なうものをいう。

- × (1) 工業所有権に関する審判を行なうものを除く。〔103〕
 - (2) 海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行なうものを除く。〔103〕
 - (3) 裁判官弾かい（効）の裁判を行なうものまたは裁判官ひ（罷）免の訴追を行なうものを除く。〔121〕
- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高裁判所長官 <li style="padding-left: 20px;">最高裁判所判事 | | <ul style="list-style-type: none"> 高等裁判所長官 <li style="padding-left: 20px;">判 事 |
|--|--|--|

判事補

簡易裁判所判事

裁判長

裁判所長

裁判所調査官（判事）

家事審判官

検事総長

次長検事

検事長

検事

副検事

弁護士

× 法務省の課長〔121〕

裁判所課長などの管理者〔121〕

裁判所調査官（判事でないもの）〔103〕

司法修習生〔151〕

司法研修所教官〔059〕

書記官研修所教官〔059〕

調査官研修所教官〔059〕

特許審判官〔103〕

海難審判庁審判官〔103〕

海難審判庁理事官〔103〕

103 その他の法務従事者

法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成し、私署証書を認証する業務に従事するもの、特許・海難事件の審判を行ない、審判の請求・維持・執行などの業務に従事するもの、その他司法またはこれに関連する専門的業務に従事するものをいう。

× (1) 個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行ない、公安の維持に従事するものを除く〔852〕

(2) 検察行政事務、国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務に従事するものを除く。〔102〕

○ 公証人

裁判所調査官（判事でないもの）

執行官

特許審判官

弁理士

海難審判庁審判官

海難審判庁理事官

海難審判庁副理事官

海事補佐人

家庭裁判所調査官

家事調査官

少年調査官

家事調停委員

民事調停委員

裁判所書記官

司法書士

司法委員

家庭裁判所参与員

× 行政書士〔151〕

廷吏〔857〕

裁判所調査官（判事）〔102〕

104 公認会計士、税理士

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの業務に従事するもの、他人の求めに応じて、租税に関し、申告・申請・再調査または審査の請求・異議の申立・過誤納税金の還付請求などについて代理し、税務官公署に提出する書類を作成し、税務に関する相談などの業務に従事するものをいう。

○ 公認会計士	税理士
会計士補	税務代理士

105 記者、編集者

新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの、新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下にしゅう集し、配列し、形式を整えるなどの業務に従事するものをいう。

○ 新聞記者	編集員
放送記者	法規編集者
通信記者	ニュース解説者
雑誌記者	
広告記者	× 編集長〔149〕

106 文芸家、著述家

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳に従事するものをいう。

○ 小説家	音楽評論家
シナリオ作家	時事評論家
ラジオドラマ作家	医事評論家
劇作家	俳かい師
作詩家	美術批評家
文芸批評家	著述家
歌人	翻訳家

107 宗 教 家

神道・仏教・キリスト教またはその他の宗教の布教・伝導・法忌・式典などの祭式の執行その他

の宗教活動に従事するものをいう。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 神官 神職 権ねぎ（禰宜） 神社宮司 おしょう（和尚） 僧りよ（侶） 僧見習 たくはつ（托鉢）僧 尼僧 法印 役僧 雲水 | <ul style="list-style-type: none"> カトリック教修道士 カトリック司祭 司教 神父 宣教師 牧師 教祖 教導師 布教師 伝導師 |
|---|--|
- × みこ（巫子）〔929〕

108 社会福祉事業専門職員

要保護者・要保護児童・母子・身体障害者・精神薄弱者などについて調査・相談・保護・教護・援護・育成・更生指導などの社会福祉に関する専門的な業務に従事するもの、犯罪者について、被保護者の生活指導・相談などの更生保護に関する専門的な業務に従事するものをいう。

- 教護院長を含む。
 - × (1) 児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものを除く。〔109〕
 - (2) 社会福祉施設・更生保護施設において被保護者の診療・保健衛生その他医学的専門的知識を要する仕事に従事するものを除く。
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司 身体障害者福祉司 教護院教護 職業指導員 児童指導員 心理判定員 母子寮の寮母 社会福祉施設管理者(社会福祉専門職員) 社会福祉施設長(社会福祉専門職員) | <ul style="list-style-type: none"> × 少年院中等部教員〔059〕 医師〔061〕 経営者(社会福祉施設)〔149〕 福祉事務所事務職員〔151〕 公益質屋主任〔246〕 寮母(寄宿舍・寮)〔934〕 保母(児童福祉施設)〔109〕 |
|---|--|

109 保 母

児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものをいう。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| ○ 保育所保母
児童福祉施設寮母
養護施設保母 | ろう(聾)・あ児施設保母
乳児院保母 |
|-------------------------------|-----------------------|

111 カメラマン

映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影に従事するものをいう。

- × (1) 一般大衆の撮影・写真処理に従事するものを除く。〔112〕
 (2) 写真・映画のネガ・プリントを処理する作業に従事するものを除く。〔799〕
 (3) 映写機を操作するものを除く。〔797〕
 (4) X線写真の撮影・写真処理を行なうものを除く。〔079〕

- | | |
|--|--|
| ○ 撮影技師
写真記者
撮影助手(映画製作業)
写真技師
写真家
商業写真師
テレビカメラ撮影技師
写真撮影師 | × 写真焼付工〔799〕
写真修整工〔799〕
焼付機運転工〔799〕
写真現像工〔799〕
写真師〔112〕
映写技士〔797〕
診療エックス線技師〔079〕 |
|--|--|

112 写真師

客の注文により肖像写真の撮影・焼付・引伸・仕上・修正などの業務に従事するものをいう。

- × (1) 商業写真の撮影に従事するものを除く。〔111〕
 (2) 現像・焼付・引伸のみに従事するものを除く。〔799〕

- | | |
|---------------|--|
| ○ 写真師
写真館主 | 写真現像工〔799〕
写真焼付工〔799〕
写真引伸工〔799〕 |
| × 商業写真師〔111〕 | |

119 他に分類されない専門的職業従事者

茶道・生花などの個人教授、鑑定人、司書などの 101ないし 112に含まれない専門的な業務に従

事するものをいう。

- 通訳
- 指紋鑑識員
- 保険数理員
- 海事鑑定人
- 計量士
- 検数員
- 農薬検査員
- 肥料検査員
- 生糸検査員
- 輸出検査員
- 教育委員会指導主事(充て指導主事を含む)
- 鑑定人(書画・骨とう)
- 個人教授所(塾)教師
- 語学個人教師
- 馬調教師
- 犬訓練士
- 司書
- 柔道師範
- 剣道師範
- 弓道師範
- 空手術師範
- フェンシング師範
- 卓球指導員
- 調律師
- アナウンサー(ラジオ・テレビ)
- 郵政監察官
- 郵便指導官
- 漁業監督官
- 電気工作物検査官
- 原子力施設検査官
- 航空工場検査官

- 衆議院常任委員会専門委員
- 内閣法制局参事官
- 茶道指南
- 囲碁教授
- 碁会所教師
- 撞球師範
- 将棋指南
- 人形浄るりの人形着付師
- 土地家屋調査士
- 不動産管理士
- 不動産鑑定士
- 特許管理士
- 産業管理士
- 産業管理士補
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 生活改良普及員
- 生活専門技術員
- 生花指南
- マージャン教師
- 裁縫教師(非教育施設)
- 探偵
- 家庭教師(通いのもの)

- × 放送劇団員(声優)[087]
- 放送記者[105]
- ニュース解説者[105]
- 易者[929]
- 街頭宣伝放送員[935]
- 家庭教師(住込みのもの)[909]
- 裁縫教師(教育施設)[059]